

2025年（令和7年）第5回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）5月16日（金）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）5月16日（金）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）5月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 3番 沖 賢二 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 7番 小林 輝仁 8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 林 茂晃 事務局調整員 徳永 嘉則
事務局 和田 奈津美 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 神辺出張所 板谷 浩司
沼隈出張所 須野田 康行 以上 7名

1 1 議事内容
午前10時00分

| | |
|------|---|
| 事務局長 | 定刻になりましたので、ただいまから2025年（令和7年）第5回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。 |
| 会 長 | — 開会挨拶 — |
| 会 長 | それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。 |
| 議 長 | 最初に、総会の成立を申し上げます。 |
| 議 長 | 委員総数15名のうち、 出席委員 15名全員出席ですので、本会議は成立します。 |
| 議 長 | 続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 1番 <small>さとう</small> 佐藤 <small>しんこ</small> 眞子委員と 議席番号 14番 <small>すどう</small> 須藤 <small>しげお</small> 薫雄委員をお願いします。 |
| 議 長 | 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。 |
| 事務局 | 2025年（令和7年）第5回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。まず、8ページ1番について、現況地目欄の「田」を「雑種地」に訂正。次に、12ページ12番について、利用状況欄「(2807-2)」を「(2807-1)」に訂正。また、14ページ3番について、届出人欄の訂正です。追加・訂正事項等は以上となります。 |
| 議 長 | それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、5月27日の午後0時40分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名の出席により、議案第1号8件、議案第3号5件、議案第4号1件、合計14件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から8番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、千田町の受人が、沖野上町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>3番は、沖野上町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、貸借の継続をするものです。</p> <p>4番は、府中市の受人が、赤坂町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、貸借の継続をするものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、京都市北区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、大阪府茨木市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>7番は、水呑町の受人が、木之庄町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>8番は、蔵王町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 8番 石井</p> | <p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、5月26日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中、6名の出席により、議案第1号3件、議案第3号2件、合計5件</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>委員 8番 石井 (続き)</p> | <p>について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から11番について報告します。</p> <p>9番は、神村町の受人が、同町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番は、金江町の受人が、広島市の渡人から譲り受けて新規就農し、果樹や野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、金江町の受人が、同居の夫である同町の渡人から贈与を受けて、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、5月27日の午前11時から関係者により、現地調査を行い、午後3時20分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名全員の出席により、議案第1号10件、議案第3号1件、議案第4号5件の、合計16件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ12番から6ページ21番について報告します。</p> <p>12番は、芦田町福田の受人が、利用権の満了を迎え、引き続き季節野菜を栽培するため、8月1日から3年間の賃借権を設定するものです。</p> <p>13番と15番は現在、農地所有適格法人である東京都青梅市の法人が芦田町福田の渡人から、それぞれ申請地を譲り受け、その上部に電力会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下部で榊やヒサカキを栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5ページ14番は府中市の菊苗栽培事業者は現在解除条件付き法人です。引き続き申請地に1年間の賃借権を設定し、菊苗や切り花栽培をするものです。</p> <p>16番は鞆町後地の受人が申請地に期間を定めない使用賃借権を設定し、水稻や小麦を栽培するものです。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原 (続き)</p> | <p>17番は山野町の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受けて、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>6ページ18番は駅家町の受人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を生前贈与により譲り受け、水稻や季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は昨年12月案件で新規就農した向陽町一丁目に住む中国国籍の永住者が、駅家町大橋の渡人から栗畑を譲り受けて、経営規模の拡大するものです。受人は隣接する宅地に、平屋の居宅を建築する予定で、一部埋め立てられているところがあります。このことについては、農業用施設の届出が提出されています。</p> <p>20番は新市町の受人3名が申請地を西町三丁目の渡人から生前贈与により譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>21番は新市町の受人が駅家町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>以上、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、5月27日午前9時から現地調査を行い、午前10時25分から神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、第2号1件、議案第3号1件、議案第4号1件の合計8件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」7ページ22番から26番について報告します。</p> <p>このうち、23番から25番については、譲受人の法人がこれまでに取得した農地の利用状況については是正計画書の提出があったため、今回申請の件は次回総会へ持ち越して継続審議とし、22番と26番について報告します。</p> <p>22番は、申請地の湯野の畑5筆計883㎡について、湯野の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、野菜、果樹を栽培して新規就農をするものです。</p> <p>26番は、申請地の東中条の田570㎡について、東広島市高屋町の渡人</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 13番 山本 (続き)</p> | <p>から、東中条の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号の内「13番」と「15番」並びに「23番」から「25番」については同一の譲受人ですが、北部地区における報告と神辺地区における報告に差異があります。</p> <p>神辺地区では、譲受人における全部効率利用要件が満たしておらず、今後は是正する計画に基づく次回総会へ持ち越す継続審議案件となることから、北部地区における「13番」と「15番」の報告についても、神辺地区における「23番」から「25番」における報告と同時に次回総会にて処分決定することが求められます。説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、「13番」と「15番」並びに「23番」から「25番」を継続審議とし、これらを除く案件については原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第1号は「13番」と「15番」並びに「23番」から「25番」を継続審議とし、これらを除く案件については原案のとおり許可することに決定します。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 13番 山本 | <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、徳田の申請人が所有する徳田の田1491㎡のうち200㎡について、自宅への進入路として利用するものです。なお、申請地については、既に自宅への進入路として利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| 事務局 | <p>議案第2号の案件は、JR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 委員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p> |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委員 1番 佐藤 | <p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、5月26日の午前8時45分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第3号1件、議案第4号3件、合計4件について審議しました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、草戸町の法人が、東京都江戸川区の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場及び露天駐車場として整備するものです。場所は、明王台高校の南東、約600メートルです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委員 4番 野田 | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分について」の2番から4番について報告します。</p> <p>2番は、引野町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を賃借にて借り受け、露天資材置場として利用するものです。場所は、福山スマートインターチェンジの南西に、約200メートルです。</p> <p>3番は、赤坂町の受人が、広島市東区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は、備後赤坂駅の南に、約200メートルです。</p> <p>4番は、瀬戸町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>委員 4番 野田 (続き)</p> | <p>場として利用するものです。場所は、福山市曙小学校より南東に、約1,700メートルです。</p> <p>5番及び6番は関連案件です。沼隈町の受人が、同町の受人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、旧能登原小学校跡から南に50メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10ページ7番について報告します。</p> <p>7番の新市町の受人は自宅西隣の申請地を西町三丁目の渡人から譲り受け、不足する露天駐車場を整備する計画です。場所は常金丸小学校の南1.6キロメートルの所です。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」10ページ8番について報告します。</p> <p>8番は、申請地の下竹田の田890㎡について、上竹田の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル156枚を設置して売電をするものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺の農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 事務局 | <p>議案第3号の「2番」と「3番」について、「2番」は山陽自動車道の福山スマートインターチェンジから、おおむね300メートル以内に位置し、また「3番」は、JR山陽本線赤坂駅からおおむね300メートル以内に位置するため、それぞれ第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>— 全員挙手 —</p> |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委員 1番 佐藤 | <p>議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、坪生町の申請人が、昭和60年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、坪生公民館の南西、約</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>委員 1番 佐藤 (続き)</p> | <p>400メートルです。</p> <p>2番は、坪生町の申請人が、昭和60年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、坪生公民館の南西、約400メートルです。</p> <p>3番は、坪生町の申請人が、昭和35年4月頃から耕作放棄していたので杉の木と雑木と栗の木を植えたところ、山林と変わらなくなっております。場所は、坪生公民館の北東、約1.1キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の4番について報告します。</p> <p>4番は、昭和60年以前より耕作放棄していたところ、原野となりました。場所は、広島県立沼南高等学校より南に、約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 8番 石井</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の5番と6番について報告します。</p> <p>5番は、広島市の申請人が、大正8年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、宇佐上池の南側隣接地です。</p> <p>6番は、金江町の申請人が、昭和60年頃から駐車場及び庭として使用していたものです。場所は、金江保育所から東へ約40メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の12ページ7番から11番について報告します。</p> <p>7番の申請地2筆は、昭和45年11月頃から居宅が建築され、住宅敷地として使用されています。なお、799-9は農振農用地ですが、農振法施行日の昭和48年4月1日以前から、居宅が建築されているため、問題ないと思われます。場所はふたば保育所の北200メートルの所です。</p> <p>8番の申請地は、昭和55年頃から耕作放棄していたところ、笹や雑木が繁茂し、原野となっているものです。場所は旧服部小学校の北2.2キロメートルの所です。</p> <p>9番の申請地は、27日に現地確認しましたが、栗畑で、中には梅・柿が植えられ、農地性があるため、非農地証明は不可能であると判断しました。場所は服部大池の北東1キロメートルの所です。</p> <p>10番の申請地は、昭和56年頃に木造瓦葺二階建ての母屋と離れを2棟建築して以来、住宅用地として利用されています。場所は駅家中学校の南西400メートルの所です。</p> <p>11番の申請地は、平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野になっているものです。場所は常金丸小学校の西700メートルの所です。</p> <p>8番、11番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」12ページ12番について報告します。</p> <p>12番は、広島市安佐南区の申請人が、申請地である道上の畑2筆計670㎡について、1筆は平成初期頃から耕作放棄していたところ、雑木や灌木等が繁茂し原野となったものです。もう1筆は昭和23年に隣地へ住宅を建設して以降、住宅への進入路及び庭として一体的に利用していたものです。現地調査を行いました。農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のうち「9番」については証明不可、その他については証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第4号は原案のうち「9番」については証明不可、その他については証明することに決定します。</p> |
| 議 長 | <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の13ページから16ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、17ページ、18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから24ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条8件、5条26件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う中継施設等の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>事務局 (続き)</p> | <p>次に、26ページ、27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、28ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から4件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。</p> <p>回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>発言等もないようですので、以上をもちまして2025年(令和7年)第5回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了します。本日は、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p> |

午前10時35分閉会